

手話施策推進法について

令和8年3月8日 第45回耳の日祭り



内閣府

政策統括官(共生・共助担当)付

参事官(障害者施策担当) 古屋 勝史

手話に関する施策の推進に関する法律(令和7年法律78号)

手話は言語であり、手話を使う方にとって、生活を営む上で**重要な意思疎通の手段**として規定

基本理念

2025年11月 日本初のデフリンピック

- ① 手話を必要とする者・使用する者の意思を尊重し、合理的な配慮が行われるよう、環境を整備
- ② 手話が長年受け継がれ、豊かな文化が創造されたことに鑑み、手話文化の保存・継承・発展
- ③ 共生社会の実現に資するよう、手話に関する国民の理解と関心を深める

基本的施策

国・地方公共団体は基本理念に即して施策を講ずる

手話の習得・使用に関する環境の整備

- ▶ **手話を習得するための支援** → ○こどもや保護者への情報提供
○乳幼児期や学校での学習機会提供等
- ▶ **学校・大学**の環境の整備 → ○手話の技能を有する教員や手話通訳者等の配置・手話教材の提供等
- ▶ **職場**における環境の整備 → ○事業主への情報提供等
- ▶ **地域**における環境の整備 → ○地域生活を円滑に営める環境の整備(手話通訳の派遣など)
○災害時の情報提供
- ▶ **人材**の確保 → ○手話通訳士等の確保・養成等

手話文化の保存・継承・発展

文化芸術・スポーツ・レク等を通じた取組

その他

- ▶ 調査研究の推進
- ▶ 国際交流の推進
- ▶ 手話を使用する者の意見を国の施策に反映

⇒ **障害者基本計画**や都道府県・市町村の**障害者計画**に反映

国民の理解と関心の増進

- 広報・啓発の充実
- 学校教育で利用できるノウハウの情報提供
- 9月23日を手話の日**とする。
⇒国・地方公共団体はふさわしい行事を開催

施行期日:公布日(令和7年6月25日)

手話施策推進法の目的

ろう者、聴覚障害者だけでなく、その家族なども含む。

- 手話は、これを使用する者にとって日常生活及び社会生活を営む上で言語その他の重要な意思疎通のための手段。

盲ろう者の手話(触手話、接近手話など)も含む。
- 手話に関する施策の基本となる事項を定め、手話に関する施策を総合的に推進

基本理念

手話を獲得していない子どもやその家族なども念頭。

- 手話を必要とする者・使用する者の意思を尊重し、手話の習得及び使用に関して必要かつ合理的な配慮が行われるよう、環境を整備
- 手話が長年受け継がれ、豊かな文化が創造されたことに鑑み、手話文化の保存・継承・発展
- 共生社会の実現に資するよう、手話に関する国民の理解と関心を深める

手話を必要とするこども・保護者の手話の習得への支援<国・地方公共団体>(第6条)

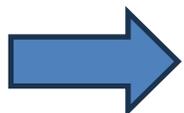
- 手話を必要とするこども・その保護者に対する手話に関する情報の提供・相談・助言等の施策(第1項)
- 手話を必要とするこどもの希望に沿って乳幼児期における手話学習の機会提供や学校等の授業等における手話学習の機会提供等の手話習得の支援のための施策(第2項)
- その保護者・家族が手話学習できる機会の提供や手話に関する相談・助言等の施策(第3項)



手話を獲得するためのこどもや保護者への支援

学校における手話による教育等 〈国・地方公共団体〉（第7条）

- 国・地方公共団体は、
 - 手話を使用することもが、在学する学校において、意向ができる限り尊重されつつ手話による教育が受けられるために、手話の技能を有する教員、手話通訳を行う者、手話に関する必要な支援を行う者等が適切に配置されるようにする取組の推進や手話を使用した教材の提供等の施策（第1項）
 - 手話の技能を有する教員の養成のための大学や教員養成機関による取組に対する促進や、在学する学校教員に対する研修の実施等の施策（第2項）
 - 学校生活において手話を自由に使用することができる環境整備に必要な施策（第3項）



学校における手話による教育の促進

大学等における配慮(第8条)

<国・地方公共団体>

- 大学等において手話を使用する者に対しその意向ができる限り尊重された適切な教育上の配慮がなされるよう、手話通訳を行う者の確保のための大学等による取組の促進その他の必要な施策

大学及び高等専門学校並びに専修学校、各種学校その他の同条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもの

中途失聴者・難聴者等への支援 〈国・地方公共団体〉(第11条)

- 音声言語を習得した後に意思疎通が困難になり手話を必要とする者等の希望に基づいて手話を習得することができるよう、手話に関する情報の提供・相談・助言・手話学習の機会提供その他手話の習得の支援のために必要な施策(第11条)。

職場環境の整備(第9条)

<国・地方公共団体>

- 手話を使用する者が手話を適切かつ円滑に使用することができる職場環境の整備のための取組が促進されるよう、事業主に対する情報の提供、相談及び助言その他の必要な施策

・聴覚障害者の雇用管理に必要な手話通訳・要約筆記等担当者の配置
または委嘱を行う事業主に対し、助成金を支給。助成金については、
JEEDのリーフレットやパンフレット等で事業主に情報提供

地域における生活環境の整備等 〈国・地方公共団体〉（第10条）

- 手話を使用する者が地域において手話を使用して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができる環境の整備が図られるよう必要な施策（第1項）

電話リレーサービス(電話リレーサービス(手話・文字)/ヨメテル)

- 電話リレーサービスは、きこえない人(聴覚や発話に困難のある人)と、きこえる人との会話を通訳オペレータが「手話」または「文字」と「音声」を通訳することにより、電話でつながることができるサービス。
- ヨメテルは、電話で相手先の声が聞こえにくいことがある人へのサービスとして、通話相手の声を文字にするサービス。
- いずれのサービスも、法律(※1)に基づき、総務大臣が指定した法人(※2)が、一般の電話と同等の利用料金にて提供しており、24時間・365日、双方向での利用、緊急通報機関への連絡が可能。

手話で、文字で、電話を通訳。

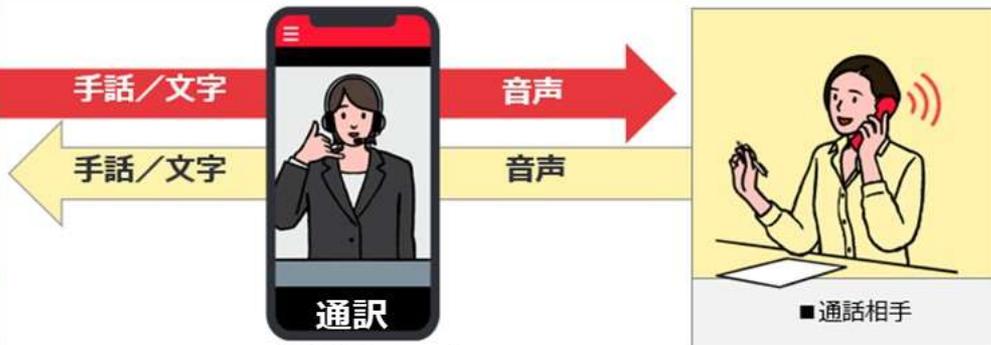


令和3年7月より提供

・使用可能端末：
iPhone/Android/PC



■利用者
聴覚障害者・発話困難者等



■手話通訳オペレータ
■文字通訳オペレータ



■通話相手
きこえる人

相手の声が読める電話。

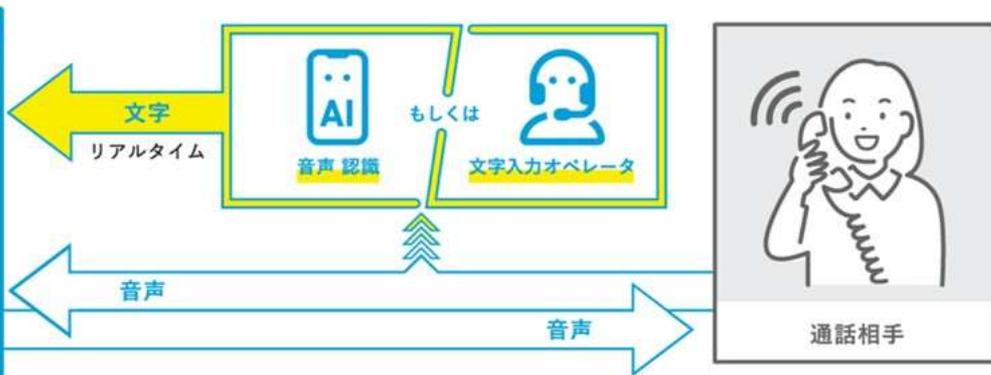


令和7年1月23日より
提供開始

・使用可能端末：
iPhone/Android/



きこえにくい人(難聴者・中途失聴者等)



通話相手

※1聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律(令和2年法律第53号) ※2 (一財)日本財団電話リレーサービスを提供機関として指定

電話リレーサービスの法人登録・地域登録・手話リンク

地方公共団体による
合理的配慮提供の手段として

法人登録:

聴覚障害者等が業務利用できるようにするために
雇用する地方公共団体等が利用登録を行うもの

[「電話リレーサービス」の法人登録事例集](#)(総務省)

地域登録:

電話リレーサービスの利用を希望する聴覚障害等のある地域住民(個人)のために、地方公共団体が希望者を取りまとめて申請し、本人の代わりに一定の利用料を負担するもの

手話リンク:

- 地方公共団体等の公式サイトに専用の問い合わせボタンを設置することで、電話リレーサービスの手話通訳オペレータを介して、聴覚障害者等からの問い合わせを音声電話で受けることができる。
- 全国の地方公共団体や交番等において導入が進んでいる。



利用方法

(1)「電話リレーサービス(手話リンク)をご利用の方はこちら」(外部リンク)又は下のロゴをクリックしてください。
注: お問合せは、平日の9時から18時15分までの受付となります。
[総合通信局-事務所へのお問い合わせ](#)は「総合通信局-事務所へのお問い合わせ」のロゴをクリックしてください。

クリック

↓

 **手話で電話をかける** (外部リンク)

(2)利用方法と重要事項説明を確認し、重要事項説明の「電話で相手の声が聞こえない、聞こえにくい又は発話が困難である。」、「利用にあたっては、以下の重要事項説明に同意します。」「2か所に印を入れ、「重要事項に同意し、次に進む」をクリックしてください。

(3)手話通訳オペレーターへの呼び出し画面に切り替わります。オペレーターに接続されるまで、そのままお待ちください。
注: カメラやマイクへのアクセス許可に関するメッセージが出てきた場合は、全て「許可」を選択してください。

(4)手話通訳オペレーターが、総務省 代表番号へ電話をつなぎますので、お問合せ内容をお伝えください。

(5)画面右上の「終了」をクリックすると、電話が終了します。

「つなぐ窓口」専用WEBサイトを開設！ ～相談方法を拡充しました～

新たな相談方法

○Webフォームによる御相談

メールでの相談と同様に365日24時間受付。

○手話での御相談

電話リレーサービスの通訳オペレーターにおつなぎする「手話リンク」のバナーを専用WEBサイトを設置。毎日10時から17時（祝日・年末年始を除く）



<https://sabekai-tsunagu.go.jp/>

クリックで相談フォームが開きます

クリックで相談メールが送信できます

クリックで手話通訳のオペレーターにつながりま

電話リレーサービスの登録等について

- 登録方法はこちらから
- 登録に関するお問い合わせなど、どんなことでもご遠慮なく日本財団電話リレーサービスへお問い合わせください。



登録方法については
こちらから



お問合せは
こちらから

日本財団電話リレーサービス
☎0120-528-071 info@nftrs.or.jp

対応時間：9:30～17:00

休日：年末年始

手話・文字チャットでのお問い合わせ <https://nftrs.or.jp/contact/>

リレーサービスから電話を受けたら・・・

電話リレーサービスを利用した電話を受け取る場合、通常の電話と同様に着信があり、サービス利用者に付与される"050"から始まる番号がディスプレイに表示されます。通訳オペレーターを介して、聞こえない方と通話してください。

聞こえる皆さまへのお願い

050で始まる電話番号からの着信があった場合、すぐに切らないで、ガイダンスをご確認ください

電話リレーサービス、およびヨメテルを使った電話番号からの着信があった場合、050からはじまる電話番号が通知されます。
システム上050番号(IP電話番号)を使用しておりますが、まずは一度電話に出ていただいて、以下のガイダンスをご確認ください。



電話リレーサービスの場合

通訳オペレータから「こちらは電話リレーサービスです。」



ヨメテルの場合

自動音声で「この通話を文字にします。」

上記ガイダンスがございましたら、電話リレーサービス/ヨメテルの電話ですので、安心してお話しください。

人材の確保等〈国、地方公共団体〉 (第15条)

- 手話通訳を行う者その他の手話に関する専門的な知識及び技能を有する人材の安定的な確保、養成及び資質の向上のため、研修の機会の確保、適切な処遇の確保その他の必要な施策(第15条)。

地域における生活環境の整備等 〈国・地方公共団体〉（第10条）

- 手話を使用する者が災害その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合においてその安全を確保するため必要な情報を迅速かつ確実に取得することができるよう、手話による情報の提供その他の必要な施策（第2項）

調査研究の推進等〈国〉（第16条）

- 情報収集・提供等の施策
- 手話の習得のための効果的な手法の開発、円滑な意思疎通を図るためのデジタル技術等の先端的な技術を活用した機器等の開発
- 手話の習得・使用に関する調査研究等の推進、その成果普及のための施策を講ずる（第16条）。

手話の普及啓発等〈国・地方公共団体〉 (第12条～第14条)

デフスポーツやレクリエーションなども含む

- 手話文化の保存・継承・発展に必要な施策を講じる(第12条)
- 手話への国民の理解・関心や学校教育における手話への理解・関心が深められるための施策を講じる(第13条)
- 手話の日(9月23日)を設ける(第14条)。

国連の手話言語デー

○手話施策推進法による手話の日（9月23日）の制定や、2025年11月に開催したデフリンピックなどを契機に、手話について、国民に広く手話の普及を図ることを目的に、障害当事者団体など、関係者とも協力しながら、イベントや動画コンテンツの公開などを行う。

【概要】

①オンラインシンポジウム テーマ「手話のすそ野を広げる」

手話への理解と関心を深めることを目的に実施

【基調講演】

手話施策推進法の意義（田門 浩氏（弁護士、障害者権利条約締約国会合・障害者権利委員会））

【ミニ講演】

- ・スターバックス社の取組（手話を共通言語とする店舗を国立駅に開設）
- ・手話を用いた文化活動の紹介
- ・聞こえない・聞こえにくい親を持つ子ども（CODA(Children of Deaf Adults)）の現状 等

【パネルディスカッション】

“手話”“手話文化”“デフリンピック”の3つのキーワードで「手話のすそ野を広げる」というテーマを考察。手話コミュニケーションの輪が広がり、言語としての手話が国民の関心を引いていくことが重要であるとの議論を展開。

②理解促進のためのブース出展

全国で5か所の大学祭や市民祭等に出展し、誰もが手軽・身近に手話に触れる機会を提供
（9月28日鳥取、11月1日静岡、12月7日京都、1月18日※福岡、3月4日※岩手） ※付は予定

③オンラインコンテンツ・教材の作成・公表

小学校中高学年、中高生を視野に入れたコンテンツ・教材（作成中）



意見の反映等〈国・地方公共団体〉 (第4条、第5条、第18条)

- 手話を使用する者その他の関係者の意見を聴き、調査審議を行う等、その意見を国の施策に反映させるために必要な措置を講ずる。(第18条)
- 障害者基本計画の策定・変更の場合には、政府は当該計画が法の趣旨を踏まえた内容となるようにする。都道府県、市町村の障害者計画の策定・変更の場合も同様。(第4条)
- 財政上又は法制上の措置その他の措置を講ずる。(第5条)

障害者基本法においても、障害者の意見を聴くことが求められている。